

事業承継協議会・事業承継税制検討委員会中間報告のポイント

序章

事業承継税制検討委員会は、平成19年度税制改正大綱も踏まえ、様々な関係者の意見を反映して具体的検討を行うべく、本年2月に新設され、計7回の検討を実施。

第1章 検討の趣旨と方法

今般の検討においては、非上場株式に係る事業承継税制の見直しが中核。事業用資産に係る税負担減免措置を中心に、非上場株式の評価や納税円滑化も検討。

第2章 事業用資産の移転に係る税制措置

1. 事業用資産に係る相続税負担等の実態

事業用資産の集中的承継に直接的な影響が生じるケースが全体の2割程度存在。他方、株式分散、事業拡大抑制や利益圧縮等の機会損失の問題も深刻との意見多数。

2. 海外の事業承継に係る税制の現状と最近の動向

近年、欧州主要国では、雇用の確保や経済成長の維持・発展の観点から事業承継税制を拡充。その事業継続期間や担保方法等は、我が国においても参考にすべき。

3. 事業用資産に係る相続税の減免措置：必要性和具体的内容

(1) 趣旨・目的

相続税負担減免により、機会損失や承継時の資金流出等の問題解決を図り、事業継続・発展を通じた雇用確保や経済活性化を図ることが極めて重要。海外における事業承継税制の整備を踏まえ、技術継承や競争力確保を図る観点も重要。

(2) 対象

個人形態と法人形態の事業用資産に差異を設けるべきでないことから、土地と非上場株式の差異（減額幅が土地は80%、株は10%）を改め、両者の均衡を図るべき。

(3) 事業継続要件

事業承継者に係る事業継続要件の設定が不可欠。形式要件としての株式保有継続・経営従事に加え、事業の継続・発展を通じて雇用の確保を図る観点から雇用確保に係る要件設定の是非についても検討すべき。継続期間は、5年を目安に検討。

(4) 特例措置スキーム

事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることが重要。納税猶予制度を構築しようとする場合には、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避。過度の長期間継続要件の弊害等を考慮すれば、既に特定事業用宅地で実現している80%以上の減額を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心として検討していくべき。

第3章 非上場株式の評価

1. 類似業種比準方式

比準値については、現行比準値の妥当性につき更に検討を重ねるとともに、利益額がゼロの前後で大きく株価評価が異なり得る点については、調整措置を検討。

客観検証できない類似業種株価等の算出方法につき、国税庁に公表を求めるべき。その他の諸問題についても、評価の合理性や安定性の観点を踏まえ更に検討。

2. 純資産価額方式

営業権については、近年規定が整備された企業会計や法人税法上の概念との整合を考慮すべき。現行評価方式の大枠を維持する場合でも、基準年利率の設定方法や持続期間の設定等について必要な見直しを行うべき。

引当金等の負債計上については、必要な見直しを行う方向で検討。法人税額等相当額控除については、個人直接所有と間接所有の均衡を図る観点から総合的に検討。

3. その他

配当還元方式については、少数株主に適用される評価方式に用いられるものとして妥当な配当還元率のあり方等について、さらに検討を深めていくことが重要。

加えて、収益基準概念の導入の是非を含め、現行の財産評価基本通達に代わる、理論と実態を踏まえた望ましい評価基準の策定に向け、今後さらに検討が必要。

さらに、同族の範囲についても、実態を踏まえて適切な見直しを検討すべき。

第4章 納税の円滑化

1. 相続で取得した非上場株式を発行会社へ譲渡した場合の課税の特例

相続税の納税円滑化の観点から、現行要件の見直しをまず検討すべき。加えて、広く事業承継円滑化の観点から類似制度創設等が可能か引き続き検討を行うべき。

2. 物納

物納については、必要な制度見直し等を今後さらに具体的に整理・検討すべき。

おわりに

事業用資産に係る相続税負担の減免措置につき、具体的制度としての早期実現を期待。非上場株評価や納税円滑化についても、提言の早期実現と検討の深化を期待。